

## 酒殿村と大隈村の慶長検地帳（写し）

四

『福岡県史資料』第一輯に収録され、『筑前田畠之高村々指出前之帳』（金吾中納言殿の時之分）は、編者によつて、「天正年間筑前各郡村田畠高」の題があたえられています。この村高についてはこれまで、じつは天正ではなく、文禄四年の検地による石高をあらわしたものといわれてきましたが、最近では、秀秋が旧領を回復して一度目の入国をはたした、慶長四年（一五九九）のものとする説が有力です（松下前掲書。そこで、以下では慶長四年指出帳と略記することにします）。

何文)で表示し、それをさらに田数に換算して、本来の田数に合算したこととが知られています(木村前掲論文)。また田数は、一反=三六〇歩をもとに、大・半・小の表記が採用されていました。これらの点で、太閤検地というより、むしろ戦国大名の検地に連なる方式がとられていたことがわかります。

何文)で表示し、それをさらに田数に換算して、本来の田数に合算したこととが知られています(木村前掲論文)。また田数は、一反(1/360歩をもとに、大・半・小の表記が採用されていました。これらの点で、太閤検地というより、むしろ戦国大名の検地に連なる方式がとられていたことがわかります。

太閤検地では、田畠の面積を実測した後、田畠一筆ごとに、「石盛」という作業がおこなわれます。一反の田畠の生産性をしめす等級（上・中・下・下々など）と、基準になる石高をあらかじめ決めておき、一筆ごとに田畠の等級を決めて、それぞれの田畠の面積に応じ

有在の基礎を失しました。

太閤検地の原則とされる  
間竿（測量の基準）とな  
るまで一反＝三六〇坪（  
三〇〇坪）を一反として  
一反＝三六〇歩にまで  
(一一〇歩)の呼称を享  
一二〇歩+一〇歩の意味で  
枠を京枠に統一した  
などです。

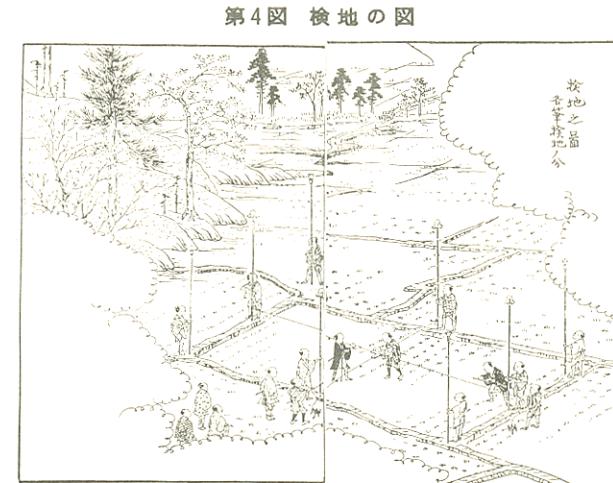
『徳川幕府県治要略』より

権利が、さまざま  
な形で所有されて  
いたのです。

太閤検地は、土  
地に対する権利・  
義務を、実際に耕

作している農民だ  
けに限定すること  
で、こうした旧来  
の権利関係を無条  
件に否定しまし  
た。太閤検地によ  
り、莊園制はその

検地とは、検地奉行の下で、一筆（畦で区画された一枚の田畠）の面積を実測することですが、検地をおこなうと村単位に検地帳を作成し、一筆ごとに耕作人を記名して、年貢負担者としました（これを名譜人といふ）。



『徳川幕府県治要略』より

権利が、さまざま  
な形で所有されて  
いたのです。

検地とは、検地奉行の下で、一筆（畦で区画された一枚の田畠）の面積を実測することですが、検地をおこなうと村単位に検地帳を作成し、一筆ごとに耕作人を記名して、年貢負担者としました（これを名請人といいう）。